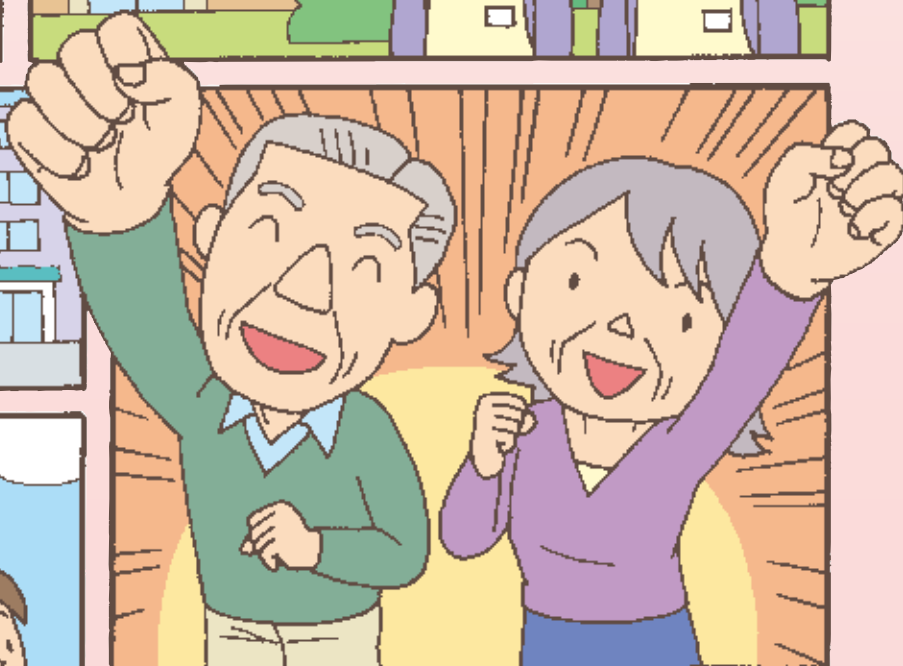


あんしん

令和7年度版

介護保険

くらしをささえる制度があります！



ひたちなか市



令和7年度介護保険制度のおもな変更点

令和7年4月から

- 介護保険料の所得段階について、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました

令和7年8月から

- 介護老人保健施設、介護医療院で一部の多床室に室料負担が導入されます。そのため、一部で基準費用額が変わります
- 高額介護サービス費等と特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の一部が変わります



もくじ

*掲載している内容については、今後見直される場合があります

介護保険のしくみ	1
介護保険のしくみについて知りましょう	
介護保険料	3
介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています	
要介護認定	7
まずは地域包括支援センター(おとしより相談センター)や市の担当窓口にご相談しましょう	
ケアプラン	9
ケアプラン・介護予防ケアプランを作成します	
地域包括支援センター	11
地域包括支援センター(おとしより相談センター)を利用しましょう	
利用者の負担	12
サービスにかかった費用の一部を負担します	
介護サービス(要介護1~5)	15
介護サービス(在宅サービス)	
施設サービス(要介護1~5)	19
施設サービス	
介護予防サービス(要支援1・2)	21
介護予防サービス	
生活環境を整えるサービス	24
生活環境を整えるサービス	
地域密着型サービス	26
地域密着型サービス	
介護予防・日常生活支援総合事業	29
認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援推進事業	35
日常生活自立支援事業・成年後見制度	36
その他の福祉サービス	38
介護サービス提供事業所【市内】	42
地域包括支援センター	47

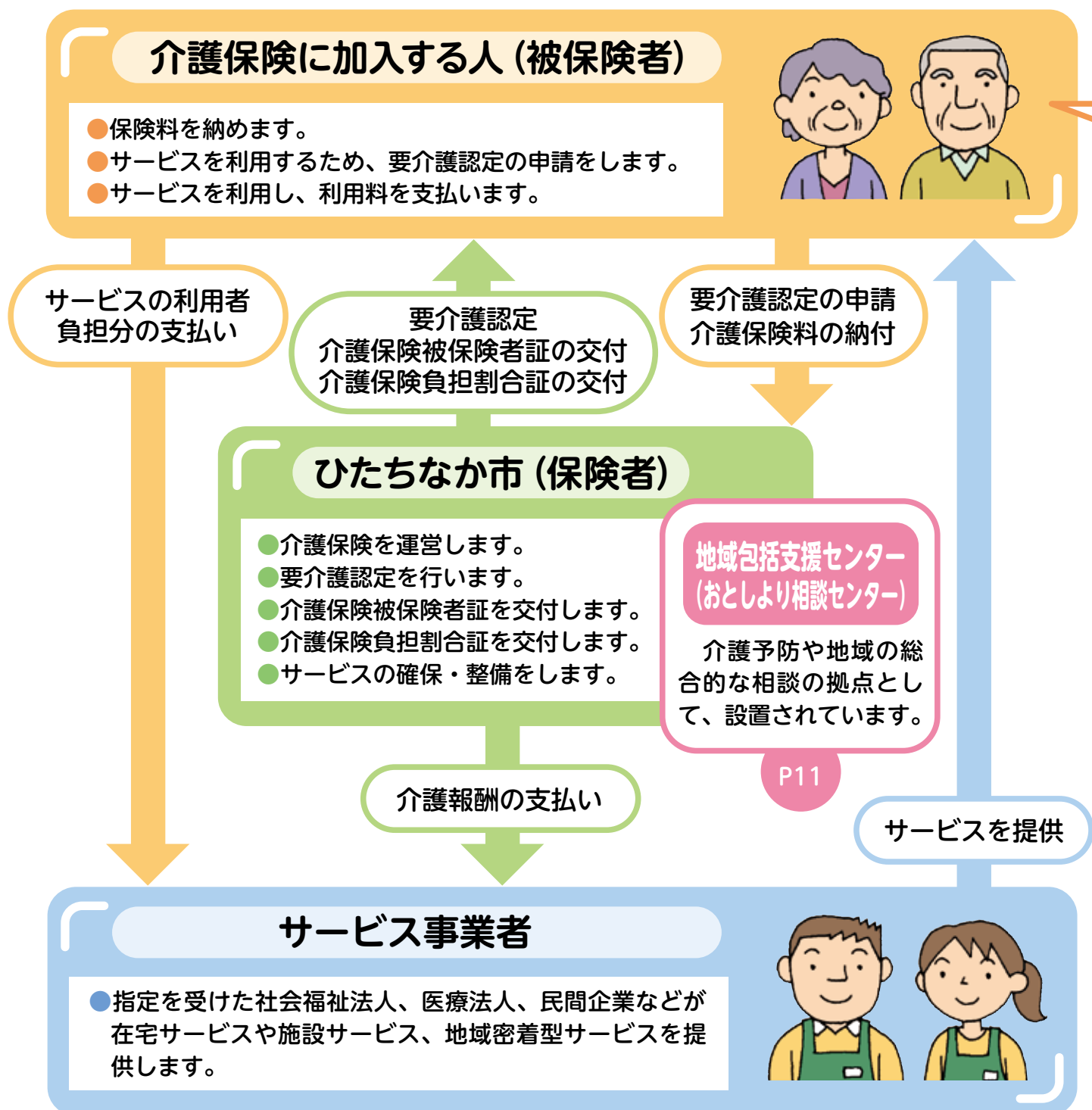


介護保険はささえあいの制度です



介護保険のしくみについて知りましょう

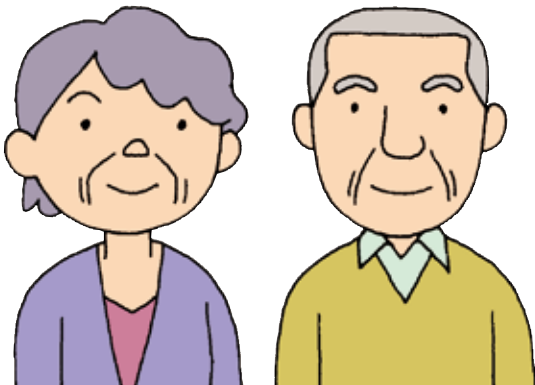
介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



40歳以上の人介護保険の被保険者になります

被保険者は、年齢により65歳以上（第1号被保険者）と40～64歳（第2号被保険者）に分かれます。介護や支援が必要と認められた場合、介護サービスが利用できます。

65歳以上の人

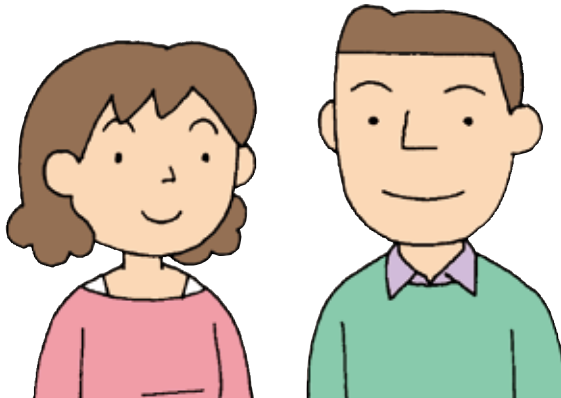


➡ 第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用します。

※65歳以上の人で、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は、市への届け出が必要です。示談前に市の担当窓口へご連絡ください

40～64歳の人



(医療保険に加入している人) ➡ 第2号被保険者

第2号被保険者は、加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用します。

交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

特定疾病 ※介護保険で対象となる病気（特定疾病）には、下記の16種類が指定されています。

●がん

（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

●関節リウマチ

●筋萎縮性側索硬化症

●後縦靱帯骨化症

●骨折を伴う骨粗鬆症

●初老期における認知症

●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核

変性症およびパーキンソン病

●脊髄小脳変性症

●脊柱管狭窄症

●早老症

●多系統萎縮症

●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症

および糖尿病性網膜症

●脳血管疾患

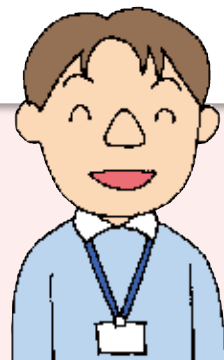
●閉塞性動脈硬化症

●慢性閉塞性肺疾患

●両側の膝関節または

股関節に著しい変形

を伴う変形性関節症



介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の人介護保険料（第1号被保険者）

ひたちなか市の介護サービス費用がまかなえるように算出した「基準額」をもとに決まります。みなさんの所得に応じた負担になるように13段階の保険料に分かれます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ひたちなか市で} \\ \text{必要な介護} \\ \text{サービスの費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \text{人の負担分} \\ \text{24.7\%}^{\ast} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{ひたちなか市に} \\ \text{住む65歳以上の} \\ \text{人の人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{ひたちなか市の} \\ \text{令和6年度～令和8年度の保険料の} \\ \text{基準額 72,000円(年額)} \\ \hline \end{array}$$

※65歳以上の人の負担分の率は、市町村ごとの高齢化率と所得水準により調整されます。

区 分	対象となる人		保険料率	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	本人が市民税非課税	- 生活保護を受給している人 - 老齢福祉年金を受給している人 - 本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の人	基準額 ×0.285	1,710円	20,520円
第2段階		本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.485	2,910円	34,920円
第3段階		本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.685	4,110円	49,320円
第4段階		世帯に市民税課税者がいる	基準額 ×0.90	5,400円	64,800円
第5段階			基準額 ×1.00	6,000円	72,000円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	7,200円	86,400円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	7,800円	93,600円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	9,000円	108,000円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	10,200円	122,400円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	11,400円	136,800円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	12,600円	151,200円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	13,800円	165,600円
第13段階		合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	14,400円	172,800円

● 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人で一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金

● 合計所得金額

収入から、公的年金等控除・給与所得控除など必要経費を控除した金額のことで、扶養控除・医療費控除などの所得控除や損失の繰越控除をする前の金額です。

なお、土地売却等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除がある場合には、特別控除額を控除した金額を用います。

● その他の合計所得金額

合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は当該給与所得の金額（所得金額調整控除の適用がある場合は控除前の金額）から10万円を控除します（控除後の額が0円を下回る場合は0円とします）。

● 課税年金収入額

国民年金、厚生年金など課税対象となる年金の収入額

保険料の納め方

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

年金から差し引き
(特別徴収)

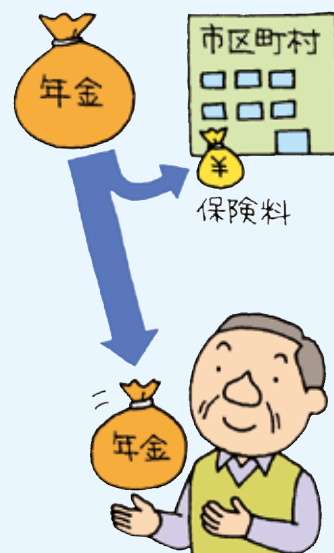
年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

介護保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、年間保険料が確定する前の、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

10・12・2月は、確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます（本徴収）。



次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

市から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

納付方法は！

納付書で納付

①銀行 ②コンビニエンスストア ③スマートフォンアプリ

※バーコードの読取りができないものは、②、③で納付できません。

※③の納付は領収証書の発行はされません。取引履歴などでご確認ください。

※コンビニエンスストアなどの店舗では、スマートフォンアプリを利用した支払いはできません。

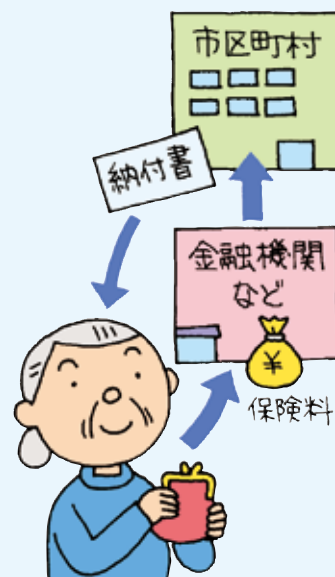
口座振替で納付

次のものをご持参のうえ、指定の金融機関にお申し込みください。

● 保険料の納付書 ● 預（貯）金通帳 ● 印かん（通帳届け出印）

※申し込みから口座振替が開始されるまでの間は納付書で納付してください。

また、残高不足などで口座振替ができなかった場合も納付書で納付となります。



40歳以上65歳未満の人の介護保険料 (第2号被保険者)

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳細は、加入している医療保険者へお問い合わせください。

国民健康保険に加入している人

決まり方

世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。

納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。



職場の健康保険に加入している人

決まり方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

納め方

医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。



教えて！介護保険



保険料を滞納しているとどうなるのですか。



- 保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。
- 1年以上滞納すると…
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
 - 1年6か月以上滞納すると…
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
 - 2年以上滞納すると…
滞納期間に応じて一定期間、利用者負担が3～4割になったり、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費等が支給されなくなります。

困ったときは介護保険の窓口へ

「納付書をなくしてしまった」「一度に納められないので少しずつ納めたい」「家族が保険料を納め忘れている」などお困りの場合は、お早めに介護保険課へご相談ください。

介護保険の保険証と負担割合証

介護保険の保険証（薄紫色、三つ折り）

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日 性別
交付年月日	年 月 日
保険者番号 並びに保険者の 名称及び印	082214 茨城県ひたちなか市 TEL. 029-273-0111

医療保険の保険証とは別に、一人に1枚、保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

こんなときに
必要です

- ★要介護認定の申請や更新をするとき
- ★ケアプランの作成を依頼するとき
- ★サービスを利用するとき

介護保険負担割合証（白色）

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用者負担の 割合	適用期間
保険者番号 並びに保険者の 名称及び印	082214 茨城県ひたちなか市 TEL. 029-273-0111

介護保険で認定を受けた人などに、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています。

- 認定を受けた人や総合事業を利用する人に、毎年交付されます。

住所、氏名、生年月日に誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています

こんなときに
必要です

- ★サービスを利用するとき



サービスを利用するつもりがないので介護保険に加入しなくてもいいですか。

こたえ

介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。外国籍の人も短期滞在などを除き、介護保険の加入者となります。



サービスを利用するためには…

まずは地域包括支援センター（おとしより相談センター）や市の担当窓口にご相談しましょう



1

窓口にご相談します

介護や支援が必要と感じたら、地域包括支援センター（おとしより相談センター）や市の担当窓口（介護保険課・高齢福祉課）にご相談しましょう。

必要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスが異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は…

くわしくはP29

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は、窓口で基本チェックリストを受けます。基本チェックリストの結果により、利用できるサービスが異なります。また、基本チェックリストを受けた後でも、介護や支援が必要と思われるなどの場合は、要介護（要支援）認定の申請をご案内します。

介護サービス、介護予防サービスの利用を希望する場合は…

② 市の窓口にて要介護（要支援）認定の申請をします

2

要介護（要支援）認定の申請をします

申請の窓口は介護保険課または那珂湊支所です。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター（おとしより相談センター）、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

■申請には以下のものがが必要です

●要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバー、主治医の氏名、医療機関名、医療保険者名、番号などを記入します。事前に確認しておきましょう。） ●介護保険被保険者証 ●医療保険に加入していることが確認できるもの（第2号被保険者の場合）

※申請書は市ホームページでダウンロードできます。

※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。

3

認定調査が行われます

認定調査

市の職員などが自宅等を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がいない場合は、介護保険課窓口にご相談ください。

認定調査を受けるときは…

●利用者の普段の生活や身体の状態を、ありのまま伝えましょう
家族などに同席してもらい普段の暮らしぶりなどについて伝えてもらいましょう。

●骨折や発熱、入院したばかり（急性期）の調査は避けましょう
いつもと違う体調のときは、正しい調査ができません。

4

審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

- **コンピュータ判定の結果**…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで判定されます。（一次判定の結果）
- **特記事項**……………調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- **主治医意見書**……………かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が一次判定や主治医の意見書などをもとに総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5

審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P9

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P9

介護サービスは利用できません

非該当

基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます（介護予防・生活支援サービス事業対象者）。

また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。

P29

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から行うことができます。



ケアプラン・介護予防 ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

要介護認定の通知

在宅でサービス
を利用したい

ケアプランの作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者を選び、決まったら市に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。その後、居宅介護支援事業者のケアマネジャーが利用者と面接して、問題点や課題を把握し、家族やサービス事業者を含めた話し合いを行って、ケアプランを作成してもらいます。



要介護1～5

施設に入所したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設に、直接申し込みます。施設は、居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



要支援認定の通知

1・2 要支援

- ・地域包括支援センター（おとしより相談センター）
- ・介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者へ連絡します

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括支援センター（おとしより相談センター）に依頼します

アセスメント

地域包括支援センター（おとしより相談センター）または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者で、本人や家族と話し合い、課題を分析します。



■居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています



■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

サービス事業者と契約

介護保険サービスを提供する事業者と契約します。



在宅サービスを利用

P15

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。



ケアプランの作成

入所した施設のケアマネジャーに、ケアプランを作成してもらいます。



施設サービスを利用

P19

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。



介護予防ケアプランの作成

サービスの種類や回数を決定し、介護予防ケアプランを作成してもらいます。



介護予防サービスを利用

P21

一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します

介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を合わせて利用できます

介護予防・生活支援サービス事業を利用

P30

一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、ケアプランを見直します

※介護保険サービスではありません



みなさんの生活を支える相談窓口です

地域包括支援センター (おとしより相談センター)を 利用しましょう



地域包括支援センターは、地域のみなさんの安心を支えます

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者やその家族を支えています。高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた悩みや相談を、適切な機関と連携して解決に努めます。

なんでもご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療のことなど、なんでもご相談ください。

みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心していきいきと暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、総合的に高齢者を支えます。

自立して生活できるよう 支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者が住みなれた地域で自立して生活できるよう支援します。

さまざまな方面から みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください!



介護保険がサービスの利用を支えます



サービスにかかった費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割または3割をサービス事業者に支払います。

●対象となる人（3割・2割は、それぞれ①②の両方に該当する場合）

3割負担になる人	①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・1人の場合340万円以上 ・2人以上の場合463万円以上
2割負担になる人	①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・1人の場合280万円以上 ・2人以上の場合346万円以上
上記に該当しない人は1割負担になります	

※合計所得金額およびその他の合計所得金額は、3ページをご参照ください。

なお、市民税課税の方については、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、その合計額から10万円を控除します（控除後の額が0円を下回る場合には0円とします）。

※第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者は上記にかかわらず1割です。

介護保険負担割合証で利用者負担の割合を確認しましょう

要介護（要支援）認定を受けた人などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて1か月に利用できる上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス

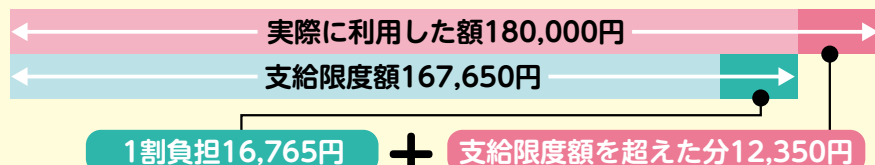
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給
- 介護予防支援

要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給
- 施設サービス
- 居宅介護支援

※内容によっては支給限度額が適用される場合があります

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



**利用者負担額
29,115円**

介護保険を利用しやすくするために 利用者負担の軽減制度があります



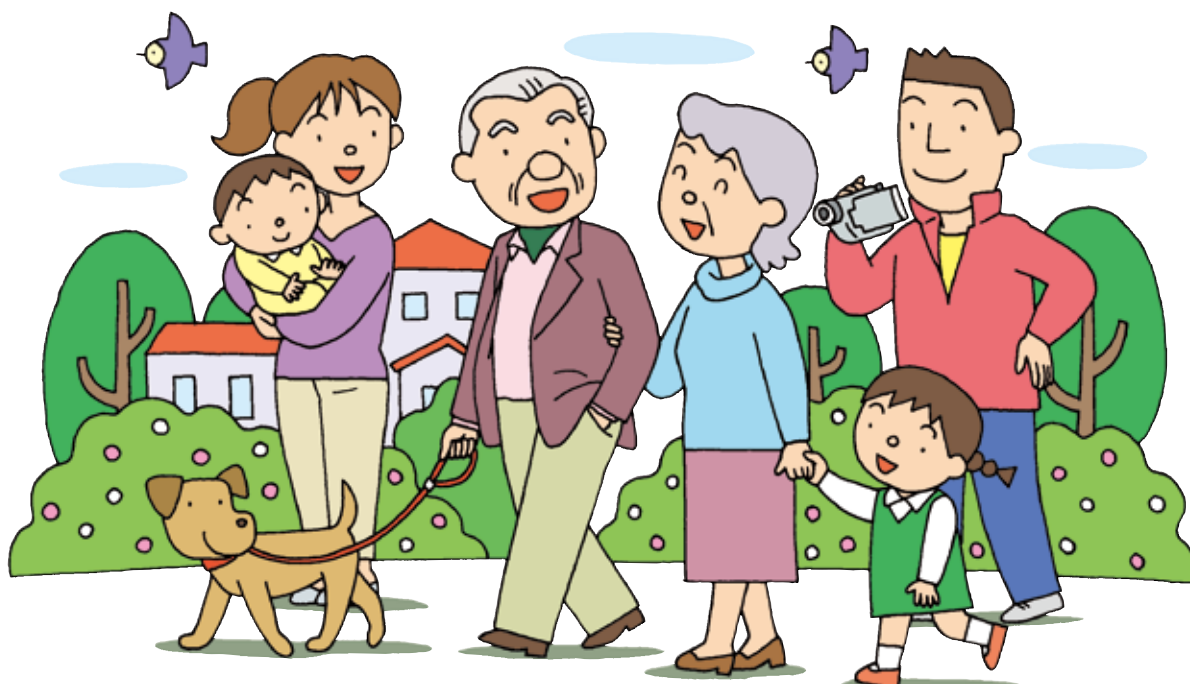
1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。申請する際は、市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

◆利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●年収約1,160万円以上の人	140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満の人	93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満の人	44,400円
●一般（上記以外の住民税世帯課税）	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が <u>80万円以下※</u> の人 ●老齢福祉年金の受給者	24,600円 15,000円(個人)
●生活保護の受給者	15,000円(個人)
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※ 令和7年8月から 80万9千円以下 に変わります。



介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額〈年額／8月～翌年7月〉

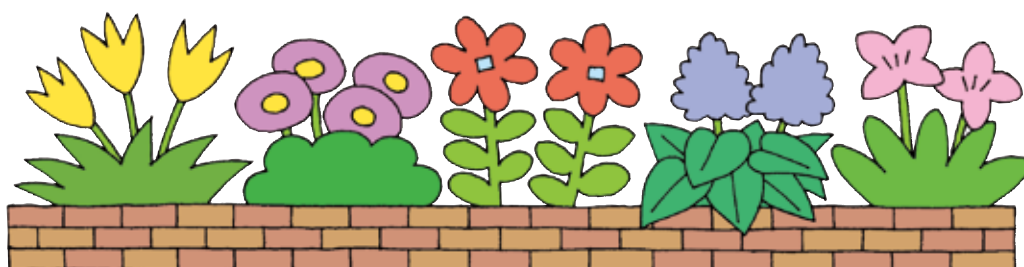
所得 基礎控除後の総所得金額等	70歳未満の人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一 般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。





要介護1～5の人が利用できるサービスです



介護保険で利用できるサービス 介護サービス（在宅サービス）

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

自宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



●利用者負担のめやす

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	250円
生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	183円
※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。	
通院等のための乗車または降車の介助（1回につき）	99円
※移送にかかる費用は別途負担が必要です。	

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,293円
----	--------

自宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

1回※

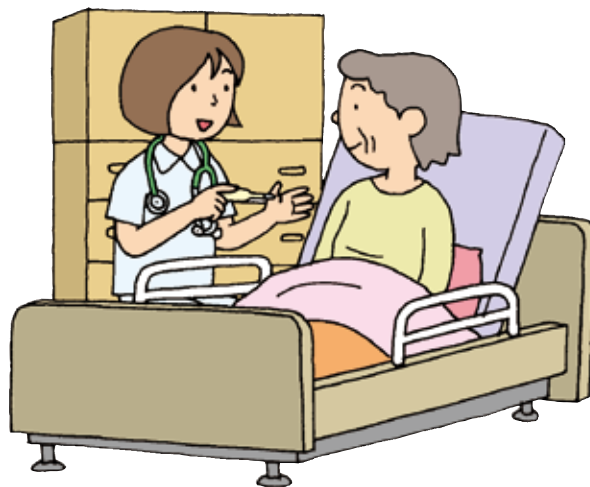
314円

※20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの
訪問の場合（30分未満）

481円

病院または診療所からの訪問
の場合（30分未満）

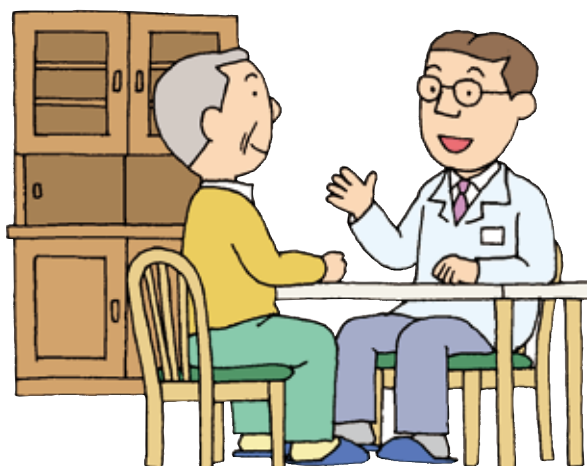
408円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます。

※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師が行う場合（月2回まで）

515円

歯科医師が行う場合（月2回まで）

517円

通所介護（デイサービス）

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	668円
要介護2	788円
要介護3	913円
要介護4	1,038円
要介護5	1,164円

※送迎を含む

※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算があります。

※食費、日常生活費は別途必要になります。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす

通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	775円
要介護2	919円
要介護3	1,064円
要介護4	1,236円
要介護5	1,403円

※送迎を含む

※食費、日常生活費は別途必要になります。



短期間施設に泊まりたい

短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす

短期入所生活介護

介護老人福祉施設

併設型・多床室の場合 〈1日につき〉

要介護1	614円
要介護2	684円
要介護3	758円
要介護4	829円
要介護5	899円

短期入所療養介護

介護老人保健施設

多床室の場合 〈1日につき〉

要介護1	842円
要介護2	893円
要介護3	958円
要介護4	1,011円
要介護5	1,067円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。
※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります。

有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす 〈30日の場合〉

要介護1	16,488円
要介護2	18,526円
要介護3	20,656円
要介護4	22,633円
要介護5	24,732円

※食費、日常生活費、居住費は別途必要になります。
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。





介護保険で利用できるサービス 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設は要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割、2割または3割に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の
1割、2割または3割

+

食 費

+

居住費

+

日常生活費

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

- 居住費等……ユニット型個室 2,066円、ユニット型個室的多床室 1,728円、
従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は 1,231円）、
多床室 437円※（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は 915円）

- 食 費……1,445円

※ 令和7年8月から「療養型」「その他型」の介護老人保健施設の多床室、「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る）を利用した場合は、697円になります（短期入所療養介護も含む）。

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます＜特定入所者介護（予防）サービス費＞。

●負担限度額（1日あたり）※ 令和7年8月から 第2段階が「80万9千円以下」に、第3段階①が「80万9千円超120万円以下」に変わります。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の基準額	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下						
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人※	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人※	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

●（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

●同一世帯に住民税が課税されている人がいる場合、または預貯金額が上記の金額を超える場合は支給の対象外となります。

※同一世帯でない配偶者の住民税の課税状況や預貯金等も判断材料とします。

※第2号被保険者の預貯金等の基準額は単身1,000万円（夫婦2,000万円）以下です。

※第1～3段階②に該当しない人でも、特例的に第3段階②の負担軽減を受けられる場合があります。くわしくは市の窓口にお問い合わせください。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉



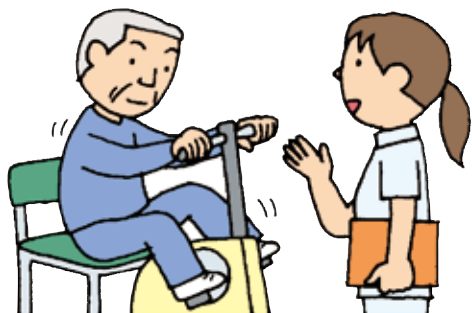
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,918円	17,918円	20,382円
要介護2	20,047円	20,047円	22,511円
要介護3	22,268円	22,268円	24,793円
要介護4	24,397円	24,397円	26,953円
要介護5	26,496円	26,496円	29,052円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

介護老人保健施設(老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。

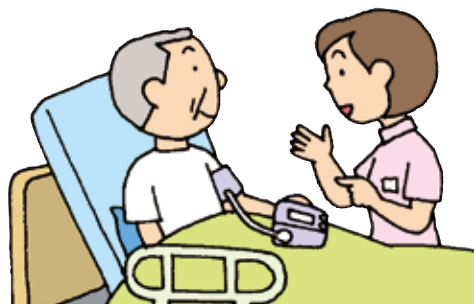
●利用者負担のめやす〈30日の場合〉



	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,812円	24,123円	24,397円
要介護2	23,211円	25,644円	25,797円
要介護3	25,188円	27,622円	27,774円
要介護4	26,861円	29,234円	29,447円
要介護5	28,352円	30,785円	30,968円

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,933円	25,340円	25,857円
要介護2	25,310円	28,686円	29,204円
要介護3	32,550円	35,957円	36,474円
要介護4	35,653円	39,029円	39,546円
要介護5	38,421円	41,828円	42,345円

●従来型個室…ユニットを構成しない個室

●多床室…ユニットを構成しない相部屋

●ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室

●ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室

※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。



要支援1・2の人が利用できるサービスです



介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

要支援1・2の人は介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

くわしくはP29

自宅での生活の手助けをしてほしい

介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

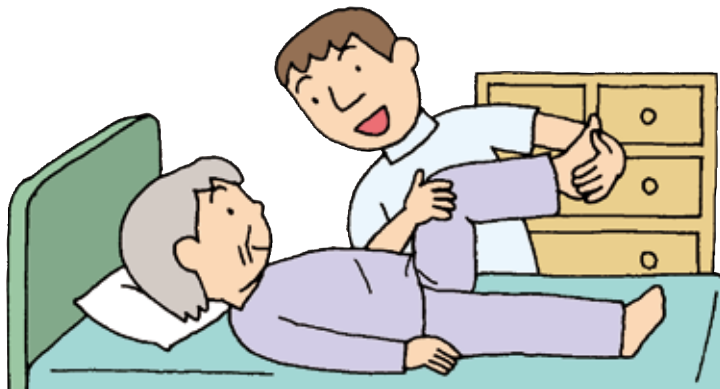
1回

874円

自宅でリハビリを受けたい

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

1回※

303円

※20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満)	461円
病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満)	390円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます。

※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

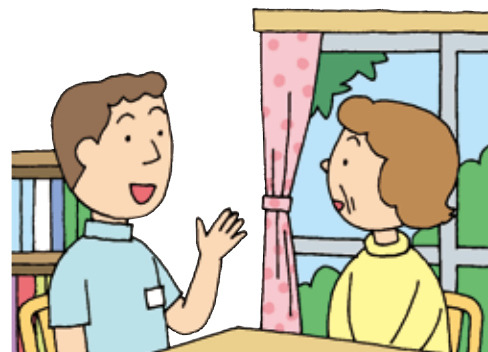


介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす

医師が行う場合（月2回まで）	515円
歯科医師が行う場合（月2回まで）	517円



施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた栄養改善や口腔機能向上を目的としたサービスも提供します。

●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

要支援1	2,307円
要支援2	4,300円

※送迎、入浴を含む

※食費、日常生活費は別途必要になります。

介護予防通所リハビリテーションでは、利用者の目標に応じて下記のサービスが利用できます。組み合わせて利用することもできます。

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

短期間施設に泊まりたい

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設

併設型・多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	459円
要支援2	571円

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設

多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	622円
要支援2	785円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。
※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります。

有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす 〈30日の場合〉

要支援1	5,567円
要支援2	9,522円

※食費、日常生活費、居住費は別途必要になります。
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。





生活しやすい環境で自立を目指しましょう



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

要介護4・5の人の対象品目

- 自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の人も利用できます

要介護2・3の人の対象品目

- 車いす（車いす付属品を含む） ● 特殊寝台（特殊寝台付属品を含む） ● 床ずれ防止用具
- 体位変換器 ● 認知症老人徘徊感知機器 ● 移動用リフト（つり具の部分を除く）

要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- 手すり（工事をとみなわないもの） ● スロープ（工事をとみなわないもの） ● 歩行器 ● 歩行補助つえ

次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で貸与と購入が選択できます。

- 固定用スロープ ● 歩行器（歩行車を除く） ● 単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

◆利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。また、全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
- 支給限度額（P12）が適用されます。

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

申請 が必要です

要介護1～5

要支援1・2

- 腰掛便座 ● 自動排泄処理装置の交換可能部品 ● 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具 ● 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具の部分

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で貸与と購入が選択できます。

- 固定用スロープ ● 歩行器（歩行車を除く） ● 単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

◆利用者負担について

- 領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割または7割が介護保険から支給されます。
- 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

居宅介護住宅改修【介護予防住宅改修】

事前に市へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- 20万円を上限に費用の9割、8割または7割が介護保険から支給されます。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができる場合があります。



介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去
- 和式便器を洋式便器などに取り替え（便器の位置・向きの変更を含む）
- 上記の工事にともなって必要となる工事

利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市へ**事前に申請**／市による確認

工事の実施・完了／支払い

市へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 見取図（住宅平面図）
- 改修前の写真（日付入りのもの）
- 住宅の所有者の承諾書
（被保険者と住宅の所有者が異なる場合）
- 受領委任払いの同意書（受領委任の場合）

提出に必要な書類

- 完了届出書
- 工事費内訳書
- 領収書（宛名は被保険者名）
- 改修後の写真（日付入りのもの）
- 受領委任払いに係る明細書
（受領委任の場合）

●住宅改修費用と福祉用具購入費用は2種類の支払い方法が選べます。

- ①償還払い……利用者がいったん費用の全額を事業者支払い、申請後、そのうちの保険給付分が市から利用者へ支給されます。
- ②受領委任払い……利用者が自己負担分を事業者支払い、申請後、市が事業者へ保険給付分を支払います。

※受領委任払いを行うには、事前に事業者との合意が必要です。



地域の特性に応じたサービスもあります



介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

要支援1	3,509円
要支援2	7,091円
要介護1	10,636円
要介護2	15,632円
要介護3	22,740円
要介護4	25,097円
要介護5	27,672円

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

要介護1	12,659円
要介護2	17,711円
要介護3	24,898円
要介護4	28,238円
要介護5	31,942円

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

※令和7年4月1日現在、市内に施設はありません。



要支援1・2の人は
利用できません

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

要介護1	16,610円
要介護2	18,678円
要介護3	20,838円
要介護4	22,815円
要介護5	24,945円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	18,252円	18,252円	20,747円
要介護2	20,412円	20,412円	22,907円
要介護3	22,663円	22,663円	25,188円
要介護4	24,854円	24,854円	27,409円
要介護5	26,983円	26,983円	29,538円

要支援1・2の人は
利用できません

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

ヘルパーさんに自宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

要支援1・2の人は
利用できません

●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

介護、看護一体型事業所の場合

◆訪問介護のみを利用

要介護1	5,561円
要介護2	9,925円
要介護3	16,479円
要介護4	20,846円
要介護5	25,211円

◆訪問介護と訪問看護を利用

要介護1	8,113円
要介護2	12,674円
要介護3	19,346円
要介護4	23,849円
要介護5	28,893円

認知症の人を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

- 利用者負担のめやす
〈7時間以上8時間未満の場合〉
単独型を利用する場合

要支援1	876円
要支援2	978円
要介護1	1,011円
要介護2	1,121円
要介護3	1,231円
要介護4	1,342円
要介護5	1,452円

認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません

- 利用者負担のめやす 〈30日の場合〉
ユニット数1の場合

要支援2	23,150円
要介護1	23,272円
要介護2	24,367円
要介護3	25,066円
要介護4	25,584円
要介護5	26,131円

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

※令和7年4月1日現在、市内に事業所はありません。

要支援1・2の人は利用できません

- 利用者負担のめやす
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	1,010円／月
定期巡回サービス	380円／回
随時訪問サービス（Ⅰ）	579円／回

施設に行って支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の人は利用できません

- 利用者負担のめやす
〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	764円
要介護2	903円
要介護3	1,047円
要介護4	1,189円
要介護5	1,331円

介護予防・日常生活支援総合事業

市では、介護保険事業の一つとして「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）」を実施しています。

総合事業は、下記のような「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。市では、この事業を通じて、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り要介護状態にならずに暮らし続けられるよう、高齢者の多様なニーズに応えるサービスづくりを進めています。地域で自分らしく暮らし続けていくために、ご自身にあった総合事業のサービスを利用して、自立した日常生活をおくりましょう。



介護予防・生活支援サービス事業

これまで要支援認定者が利用していたホームヘルプサービスおよびデイサービス相当のサービスが、要支援認定者に加え、65歳以上の人で、基本チェックリストにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された人も利用できるようになりました。さらに、市独自のサービスとして、半日のミニデイサービスや、シルバー人材センターの会員による低廉な家事援助サービスなど、市民のみなさまの状態等に応じた新たなサービスを提供します。



一般介護予防事業

65歳以上の人を中心に、生きがいをづくり、仲間づくりなど役割づくりを大切にしながら、住み慣れた地域で、生き生きと生活していただけるよう、健康寿命を延ばすことを目的とした事業です。足腰の筋力アップのための体操教室や、介護予防の健康教育等を実施します。



介護予防・日常生活支援総合事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

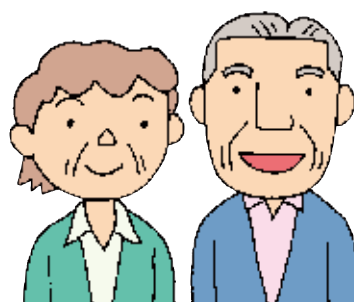
- 要支援1・2の認定を受けた人（在宅者）
- 65歳以上の人で、基本チェックリストにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された人



一般介護予防事業

【対象者】

- 65歳以上のすべての人



●訪問型サービス

- ① 自立援助訪問型サービス
- ② 家事援助訪問型サービス
- ③ 短期集中訪問型サービス

●通所型サービス

- ① 健康向上通所型サービス
- ② 健康維持通所型サービス
- ③ 短期集中通所型サービス

●その他の生活支援サービス

●配食サービス

70歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、健康保持や安否の確認が必要な場合に、平日の希望する曜日（週3日以上）に夕食を配達します。

（1食あたりの自己負担額：普通食400円・塩分制限食500円）

※愛の定期便との同時利用はできません。

●介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター等の職員が、本人の状況に応じ、自立支援に向けた最適なサービス計画の作成を行います。

介護予防・生活支援サービス事業

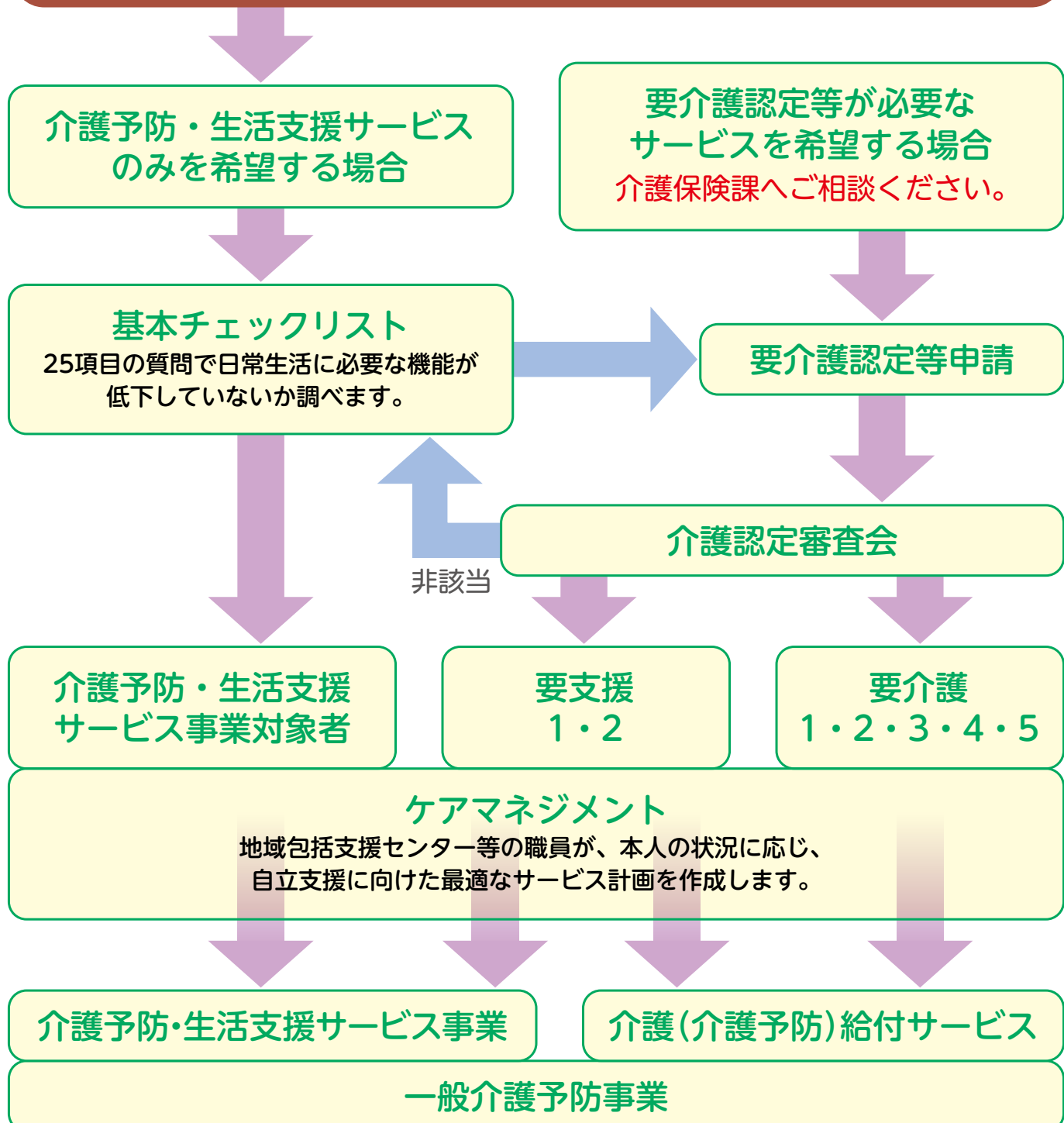
① 介護予防・生活支援サービス事業利用手順

相談窓口にご相談してください

【相談窓口】

● 高齢福祉課・介護保険課

※市役所へ来庁いただくことが困難な場合は、地域包括支援センター等が申請を代行することができます。



② 訪問型サービス

※サービスの利用には介護予防
ケアマネジメントが必要です。



1 自立援助訪問型サービス(従前のホームヘルプサービス相当)

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、入浴介助等の身体介護や、家事援助を行います。

利用者負担額

利用者負担(1割)のめやす

要支援1・2、事業対象者(週1回程度)	1,201円(月額)
要支援1・2、事業対象者(週2回程度)	2,399円(月額)
要支援2、事業対象者(週2回超程度)	3,806円(月額)

※上記の金額は基本的な費用の1割をめやすとして掲載しているものであり、サービスの利用内容によってはさまざまな加算等があります。
※負担割合は所得等に応じ1割、2割または3割になります。(P12参照)

2 家事援助訪問型サービス(市独自のサービス)

シルバー人材センターの会員がご自宅を訪問し、調理、洗濯、掃除等の家事援助(身体介護を除く)を行います。1回につき1時間の利用となり、週に2回まで利用できます。

利用者負担額

150円/回

※一定所得以上の人は300円/回、現役世代並み所得の方は450円/回になります。

3 短期集中訪問型サービス(市独自のサービス)

短期集中通所型サービスの利用者のうち、自宅での生活動作や環境に不安を感じている人を対象として、3か月の短期間に、リハビリ専門職員が期間中1、2回程度、また市の保健師等が月に2回程度ご自宅を訪問し、運動メニューの提案や日常生活に支障のある生活行為の改善に向けた指導等を行います。

また、うつ、閉じこもり等何らかの支援を必要とする人を対象に、市の保健師等が3か月間ご自宅を訪問し、日常生活に支障のある生活行為の改善に向けた相談指導等を行います。

利用者負担額

100円/回(リハビリ専門職員訪問時のみ)

1か月の利用者負担が上限を超えたとき

同じ月に利用した介護予防・生活支援サービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に介護(介護予防)給付サービスと介護予防・生活支援サービスの利用者が複数いる場合は、世帯合計額)が一定の上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

③ 通所型サービス

※サービスの利用には介護予防
ケアマネジメントが必要です。



1 健康向上通所型サービス(従前のデイサービス相当)

デイサービスセンターにおいて、介護職員等による食事・入浴などの支援や機能訓練等を日帰りで行います。

利用対象者	要支援1・2のうち がん(終末期)、進行性難病、認知症、精神疾患に罹患している方	
利用者負担額	利用者負担(1割)のめやす	
	要支援1(週1回程度)	1,824円(月額)
	要支援2(週1回程度)	2,026円(月額)
	要支援2(週2回程度)	3,672円(月額)
※上記の金額は基本的な費用の1割をめやすとして掲載しているものであり、サービスの利用内容によってはさまざまな加算等があります。 ※負担割合は所得等に応じ1割、2割または3割になります。(P12参照)		

2 健康維持通所型サービス(市独自のサービス)

デイサービスセンターや、コミュニティセンター、集会所等において、軽い運動やレクリエーション等のミニデイサービス(半日のデイサービス)を行います。週に1回程度利用できます。

利用対象者	要支援1・2、事業対象者、継続利用要介護者	
利用者負担額	利用者負担(1割)のめやす: 291円/回	
	※上記の金額は基本的な費用の1割をめやすとして掲載しているものであり、サービスの利用内容によってはさまざまな加算等があります。	
	※サービスの利用内容によっては、教材費等がかかる場合があります。	
	※負担割合は所得等に応じ1割、2割または3割になります。(P12参照)	

3 短期集中通所型サービス(市独自のサービス)

理学療法士等のリハビリテーション専門職員が、日常生活に支障のある生活行為の改善に向けた支援を、3か月の短期間に集中して行います。週に2回程度利用できます。

利用対象者	要支援1・2、事業対象者	
利用者負担額	150円/回(送迎無しは100円/回)	
利用できる事業所	元気サポート教室 湊(しあわせプラザ) 元気サポート教室 金上(金上ふれあいセンター)	

総合事業と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護予防・生活支援サービスと医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合には合算することができます。総合事業と医療保険のそれぞれの月の限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の利用者負担額を合算して一定の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

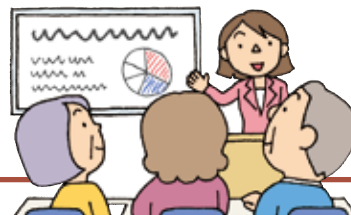
一般介護予防事業

高齢者大学

自ら意欲的に学ぶ場として、年度ごとに内容を変えて実施します。

開催時期：7月～12月／5回程度

会場：しあわせプラザ



【問い合わせ先】 社会福祉協議会

介護予防教室

足腰の筋力アップと認知症予防等を目的とした介護予防教室を行います。参加料：150円（送迎無しは100円）

※医師から運動制限を受けていない人、要介護の認定を受けていない人が対象となります。

【問い合わせ先】 高齢福祉課

ときめき 元気塾

介護予防、健康づくり、仲間づくりのために、筋力や柔軟性を高める元気アップ体操や、脳トレ・レクリエーションなどを行います。自治会単位で最寄りの集会所等で行っています。

※医師から運動制限を受けていない人が対象となります。



【問い合わせ先】 高齢福祉課

シルバー リハビリ 体操教室

県より認定を受けた体操指導士が講師となり、衰えやすい筋肉を無理なく強化していく体操を実施しています。

※医師から運動制限を受けていない人が対象となります。

会場：市内コミュニティセンター等



【問い合わせ先】 高齢福祉課

認知症の人とその家族が あんしんして暮らせる街づくり

認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症に関する相談や支援などに取り組んでいます。

お住まいの地域を担当する「地域包括支援センター」に、お気軽にご相談ください。

業務内容

- 認知症の人とその家族の相談、支援、地域で支える仕組みづくり
- 病院や介護施設、地域にある様々な支援団体との連携の推進
- 認知症の知識の理解、普及を目的とした認知症サポーター養成講座の開催（無料）など

問い合わせ先

担当地域包括支援センター

認知症初期集中支援推進事業

認知症は早く気づいて「早期診断」「早期対応」をすることが大切です。

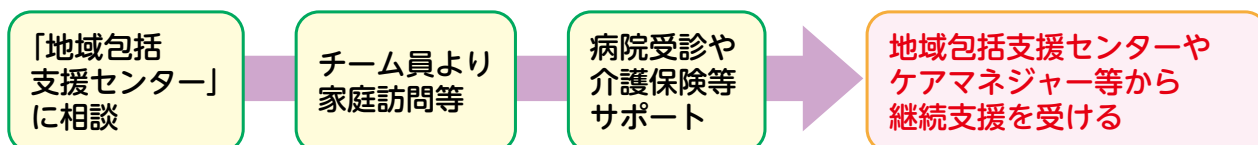


業務内容

- 認知症初期集中支援チーム員による認知症に関する不安や悩みごとなどへの支援
- 認知症に関する情報の提供や、医療機関への受診方法、介護保険サービスの利用やその効果に関する説明など

※チーム員は、認知症専門医と保健師や認知症地域支援推進員（医療・介護の専門職）で構成されています。

★認知症初期集中支援の流れ



※概ね6か月を目安に適切な医療や介護サービスが受けられるよう、集中的に支援を行います。

対象者

ひたちなか市で在宅生活をされている40歳以上の人で、認知症の心配があり、医療や介護等の支援を必要としている人

問い合わせ先

担当地域包括支援センター、高齢福祉課

高齢者の権利を守るために

日常生活自立支援事業

認知症等で判断能力が不十分な高齢者に対し、介護サービス等を利用するためのお手伝いや日常的な金銭管理等を行うことで、地域で自立した生活を送ることを支援するものです。

対象者

認知症等で判断能力が不十分となり、介護サービスの利用等や、ふだん使うお金の管理が一人の判断で適切に行うことが困難な人。
(ただし、この事業の内容や契約内容について、相応の理解力を有していると認められることが必要です。)



サービスの内容

- 介護サービス等の利用援助サービス
介護サービス等の利用（中止）や利用料支払いなどの手続き
 - 日常的な金銭管理サービス
年金受領や税金等支払い、預貯金の預け入れ（払い戻し）などの手続き
 - 書類等の預かりサービス
年金証書、預貯金通帳、実印、銀行印、保険証書など
- ※利用にあたっては、担当の専門員が調査等を行い、具体的な支援計画の作成、契約書を取り交わした後、生活支援員が必要なサービスを提供していきます。

利用料(1時間あたり)

- 専門員、生活支援員の派遣によるサービス…1,100円（～令和7年9月末）
1,500円（令和7年10月～）
- 書類などの預かりサービス…金融機関の貸金庫利用の場合 500円（1か月）

問い合わせ先

社会福祉協議会



成年後見制度

認知症高齢者など判断能力が不十分な人を保護、支援するために、家庭裁判所が後見人等を選任し、選任された後見人等が財産管理や身上保護（介護サービス利用など生活に配慮すること）についての契約等の法律行為を本人に代わって行います。

後見等の種類		対象となる人	手続先
法定後見	後見	認知症等により判断能力を欠くのが通常の状態にある人	対象となる人の居住地の家庭裁判所
	保佐	認知症等により判断能力が著しく不十分な人	
	補助	認知症等により判断能力が不十分な人	
任意後見	任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人が結んでいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助します。（家庭裁判所が任意後見監督人を選任後）	公証役場
	契約の手続き	本人と任意後見受任者とで公正証書により契約を締結し、公証人が任意後見登記の嘱託をします。	

※後見等の申立ては、原則本人、配偶者、四親等以内の親族が行いますが、身寄りのない人など親族による申立てが困難な人は、市長が代わって後見等の申立てを行うこともできます。
 ※申立て費用については申立て人の財産から、後見人等に対する報酬については原則本人の財産から支払われることになります。

問い合わせ先

社会福祉協議会、担当地域包括支援センター、高齢福祉課

法定後見に関しては

水戸家庭裁判所 ☎029-224-8513

社会福祉協議会 ☎029-274-3241

任意後見に関しては

水戸合同公証役場 ☎029-221-8758



介護保険以外の関連サービス

高齢者のためのサービス

介護方法などを学ぶために

●介護教室

介護方法などの講習会を行います。

問い合わせ先

高齢福祉課



ひとり暮らしの高齢者を支えるために

※同一敷地内別居や隣接地に親族がいる場合等は該当しません。

●緊急通報システムの貸与

70歳以上のひとり暮らし高齢者で健康状態や身体状況に不安を抱えている方、または重度障がい者等に対して、体調の急変時等にボタンを押すことにより事業者が運営するコールセンターにつながる「ペンダント型無線発信機」を含む端末機を貸与します。なお、申請時には、原則1名以上の緊急連絡先（親族等）の登録が必要です。（月額：330円（税込））

●配食サービス

70歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、健康保持や安否の確認が必要な場合に、平日の希望する曜日（週3日以上）に夕食を配達します。

（1食あたり自己負担額：普通食400円、塩分制限食500円）

※愛の定期便との同時利用はできません。



●福祉電話の貸与

65歳以上のひとり暮らしで、電話を保有していない所得税非課税世帯の人に無料で電話加入権を貸与し、安否の確認や相談に応じるとともに、基本料金を助成するサービスです。（電話設置に係る費用及び通話料は自己負担となります。）

●愛の定期便

70歳以上のひとり暮らしの人及び60歳以上の心身機能に障害のあるひとり暮らしの人で、安否の確認や健康の保持が必要な場合に、乳製品を定期的に配付します。

※配食サービスとの同時利用はできません。

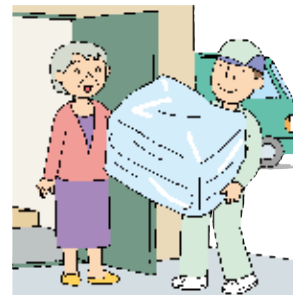
問い合わせ先

高齢福祉課

介護が必要な高齢者のために

●寝具洗濯乾燥消毒サービス

介護保険の要介護認定において、要介護3・4・5に該当する在宅で介護を受けている人の寝具（3品目以内）の洗濯・乾燥・消毒サービスを年に1回利用できます。



●在宅寝たきり高齢者等おむつ助成

介護保険の要介護3・4・5に該当し、おむつを必要とする市民税非課税の人を在宅で介護する家族に、おむつ購入助成券（1枚1,000円、最大年間24枚）を交付します。



●高齢者住宅改修補助事業

介護予防・生活支援サービス事業対象者で市町村民税を滞納していない人を対象に、介護予防及び生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、対象費用の一部を補助します。サービスの利用には介護予防ケアマネジメント及び事前申請が必要です。（補助額上限あり）

●高齢者等位置探索機器貸出

おおむね65歳以上で認知症もしくは、認知症の疑いにより「徘徊がみられる人」を介護している家族を対象に、人工衛星から位置を確認するシステム（GPS）を使った位置探索器を、市が民間業者からレンタルし、家族に貸し出します。（位置探索料は自己負担となります。）

●おかえりマーク利用事業

認知症もしくは認知症の疑いにより「徘徊行動のある人」または「徘徊のおそれのある人」を対象に、行方不明時に早期発見及び警察で身元確認を容易にするために、登録された番号のアイロンプリントと反射材シールを交付します。

なお、申請には顔写真や緊急連絡先の登録が必要です。

問い合わせ先 高齢福祉課

●特別障害者手当

おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A程度の日常生活において常時特別の介護を必要とする人に対し、月額29,590円を支給します。

なお、特別養護老人ホーム等に入所されている人や病院等に3か月を超えて入院されている人は対象となりません。

問い合わせ先 障害福祉課

生きがいのある生活のために

●高齢者クラブ

概ね60歳以上の人々が地域で組織し、趣味・学習活動、社会奉仕活動などを通して交流を図り、親睦に努めています。

●高齢者生きがい対策事業

高齢者大学、スポーツ大会

問い合わせ先 社会福祉協議会



介護している人のために

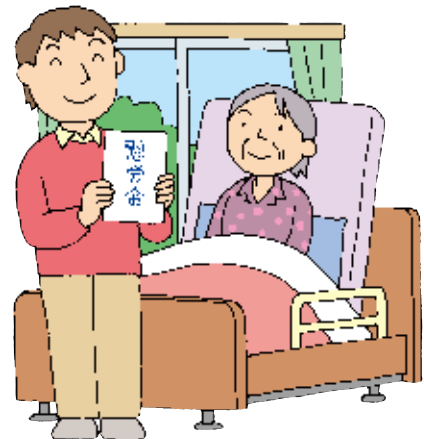
●在宅寝たきり高齢者等介護慰労金支給

介護保険の要介護認定において、要介護3・4・5に該当する人を在宅で介護している家族に対し、24,000円を支給します。

また、要介護4・5に該当もしくは相当し、過去1年間介護保険のサービス給付を受けなかった人を在宅で介護している家族に対し、100,000円を支給します。（いずれも介護対象者及び介護者が市町村民税非課税世帯に属する人）

※詳しい条件はお問い合わせください。

問い合わせ先 高齢福祉課



市外から転入して三世代同居または近居をお考えの人のために

●子育て世代・三世代同居住宅取得助成金交付事業

市外から転入して三世代同居または近居を始める三世代家族（親・子・孫）に対して、住宅の取得、増改築・リフォームに要する費用の一部を助成します。

問い合わせ先 企画調整課



障害のある人のためのサービス

障害者手帳をお持ちの人も、要介護認定の申請をして介護保険サービスを受けることができます。その際、障害者施策によるサービスと介護保険のサービスで共通するものについては、介護保険からのサービス給付を優先させることになります。介護保険からの給付と重複する障害者サービスについては、提供されない場合があります。サービスの利用については事前にご相談ください。

補装具と日常生活用具（住宅改修を含む）

内 容

障害のある人に、日常生活を容易にするための補装具の購入・貸与・修理、日常生活用具の給付を行っています。

対象者

障害者・難病患者等（障害の種別・等級などにより利用できない場合があります。）

利用料

用具別に基準額が定められており、この範囲内で支給します。ただし、本人及び家族の前年の所得に応じて自己負担があります。

種 類

（令和7年4月1日現在）

障害の種別	補 装 具	日常生活用具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼・眼鏡など	視覚障害者用時計、拡大読書器など
聴覚・言語障害	補聴器など	人工喉頭、聴覚障害者用通信装置（ファックス）など
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置など	便器、特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、体位変換器、手すりなど住宅改修費
内部障害		ストーマ用装具、透析液加温器、電気式たん吸引器、ネブライザー、酸素ボンベ運搬車など

移動支援事業

内 容

屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする場合にヘルパーが付き添います。

対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人

利用料

原則としてサービスに要した額の1割負担で、世帯の所得に応じて「自己負担上限額」が定められます。ただし、移動中に利用した車両や公共交通機関（バス、電車、タクシーなど）の料金の実費は自己負担になります。

タクシー料金の助成（重度心身障害者通院通所交通費助成）

内 容

重度心身障害者が通院や機能回復訓練などで利用する場合のタクシー料金の一部を助成します。タクシー利用券を1年度に30枚交付します。

対象者

身体障害者手帳1級または2級の人、療育手帳④またはAの人、精神障害者保健福祉手帳1級の人

※自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免を受けている人は対象となりません。

問い合わせ先

障害福祉課

介護サービス提供事業所【市内】

令和7年6月現在

	事業所の名称	所在地	電話番号	居宅サービス										地域密着型					介護施設		介護予防・生活支援サービス				
				居宅介護支援(ケアマネジャー)	訪問介護(ホームヘルプ)	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護(デイサービス)	通所リハビリ(デイケア)	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設(特養)	介護老人保健施設(老健)	介護医療院	自立援助訪問型サービス	健康向上通所型サービス
1	デイサービスセンター 北勝園 勝田泉町 しゃくなげ	勝田泉町12-19	029-276-8545																						
2	介護サポートホームほのぼの元町	元町1-5	029-354-5006																						
3	グループホーム ひたちなかほのぼの	元町1-5	029-275-6559																						
4	訪問入浴ほのぼの	元町1-5	029-354-5006																						
5	デイサービスセンター和雲 別邸	石川町1-1	029-219-6516																						
6	ひたちなか総合病院介護サポートセンター	石川町20-1	029-354-6759																						
7	訪問看護ステーション かけはし	石川町20-1	029-354-6759																						
8	ひたちなか市医師会 居宅介護支援事業所	石川町20-32	029-273-0329																						
9	デイサービスこいちひたちなか	大成町49-14	029-229-2303																						
10	訪問介護いっしんひたちなか	大成町49-14	029-229-2301																						
11	らいふホーム長堀	長堀町1-5-22	029-272-2171																						
12	ひたちなか市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	金上562-1 金上ふれあいセンター	029-354-4172																						
13	ひたちなか市社会福祉協議会 訪問サービスセンター	金上562-1 金上ふれあいセンター	029-354-6400																						
14	訪問看護ステーション らしさ	金上913-1 サンハイツ30H102	029-202-5580																						
15	デイサービス フリクリ金上	金上1031-1	029-271-1607																						
16	けあビジョンホームひたちなか	金上1220	029-354-6777																						
17	あからデイサービス金上	金上1234-51	029-212-8705																						
18	デイサービス野ばら長者ヶ谷津温泉館	大平1-21-10	029-219-4613																						
19	ケアプランセンターふくろうの森	大平3-4-3 大平グリーンハイツ101	029-229-1016																						
20	特別養護老人ホーム かつた	三反田3688-1	029-352-9955																						
21	あからデイサービス三反田	三反田5196	029-219-6813																						
22	はるのさと	堀口79-2	029-229-2623																						
23	尚仁会クリニック介護医療院	堀口616-1	029-271-3409																						
24	春寿園	堀口88-1	029-229-2225																						
25	こすもす訪問看護	市毛522-1	029-275-2577																						
26	ニチイケアセンターかつた	市毛1111-1	029-354-6551																						
27	株式会社 ケアフロンティア	市毛1114	029-229-0466																						
28	株式会社日本ドライ 介護用品のスマイル ひたちなか営業所	市毛1154-1	029-229-2206																						
29	デイサービス フリクリ市毛	市毛1186-2	029-275-0262																						
30	ケアホーム テンダーの杜 つだ	津田1953-1	029-354-1733																						
31	ハートワンひたちなか	津田2031-150	029-219-8830																						
32	北勝園	津田2093-1	029-272-1178																						

※ひたちなか市のホームページ（トップページ）健康・福祉＞介護保険＞介護保険サービスの利用について知りたい＞介護サービス提供事業所一覧）内において毎月情報を更新掲載しています。

	事業所の名称	所在地	電話番号	居宅サービス										地域密着型				介護施設		介護予防・生活支援サービス								
				居宅介護支援(ケアマネジャー)	訪問介護(ホームヘルプ)	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護(デイサービス)	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	グループホーム	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設(特養)	介護老人保健施設(老健)	介護医療院	自立援助訪問型サービス	健康向上通所型サービス	健康維持通所型サービス
33	デイサービスセンター 北勝園	津田2093-1	029-276-0650																									
34	ケアプラン つばき	津田2567-38	029-229-2260	●																								
35	通所リハビリテーション すだち	津田3245-1	029-270-0033																									
36	グループホーム あゆみ荘	津田3723-2	029-222-4232																									
37	介護老人保健施設 ラブラス津田	津田3728	029-222-4186																									
38	居宅介護支援事業所 ラブラス津田	津田3728	029-222-4189	●																								
39	グループホーム クリクリ田彦	田彦950-48	029-275-8701																									
40	訪問看護らしく ひたちなか	田彦975-4	029-271-4730																									
41	デイサービスセンター たびこの湯	田彦1390-7	029-275-7311																									
42	リハビリホーム勝田	田彦1648-5	029-275-3319	●																								
43	グループホーム オークスひたちなか	佐和787	029-285-4165																									
44	リハビリデイケアいないろ	佐和2242-7	029-352-2084																									
45	ルアル ひたちなか	稲田41-1	029-229-0277	●																								
46	デイサービスまごころの家ひたちなか佐和	小貫山1-8-9	029-202-6123																									
47	グループホーム 木守	高野132-1	029-285-6617																									
48	デイサービスまごころの家 ひたちなか高野	高野248-1	029-202-6380																									
49	さわの森	高野2448	029-354-3711	●																								
50	介護老人保健施設プロスペクトガーデンひたちなか	高野2455-1	029-354-3210																									
51	居宅介護支援事業所 プロスペクトガーデンはなみずき	高野2455-1	029-354-3211	●																								
52	ヘルパーステーションプロスペクト	高野2455-1	029-354-3239																									
53	ケアサポート暖々	足崎1457-159	029-354-6638																									
54	デイサービス足崎	足崎1457-159	029-354-6638																									
55	ウェルネス訪問看護ステーション	足崎1457-159	029-354-6638																									
56	デイ ゆうなぎ	足崎1458-148	029-219-6915																									
57	フロイデ小規模多機能ホーム勝田	足崎1474-493	029-212-5366																									
58	小規模多機能ホームひたちなか	足崎1474-7	029-275-5050																									
59	ひたちなか共用型認知症対応型デイサービスセンター	足崎1474-7	029-212-5656																									
60	ひたちなか認知症対応型デイサービスセンター	足崎1474-7	029-275-5050																									
61	フロイデグループホームひたちなか	足崎1474-7	029-212-5656																									
62	フロイデ総合在宅サポートセンターひたちなか	足崎1474-7	029-275-5050																									
63	フロイデひたちなか訪問看護ステーション	足崎1474-8	029-229-2227																									
64	フロイデひたちなかホームヘルパーステーション	足崎1474-8	029-229-3838																									
65	ひたちなか総合ケアプランセンター	足崎1474-8	029-212-8181	●																								
66	フロイデひたちなか定期巡回サービス	足崎1474-8	029-229-3838																									
67	フロイデ看護小規模多機能ホームひたちなか	足崎1474-8	029-212-7375																									

※ひたちなか市のホームページ（トップページ）健康・福祉＞介護保険サービス提供事業所一覧）内において毎月情報を更新掲載しています。

事業所の名称	所在地	電話番号	居宅サービス										地域密着型				介護施設		介護予防・生活支援サービス								
			居宅介護支援(ケアマネジャー)	訪問介護(ホームヘルプ)	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護(デイサービス)	通所リハビリ(デイケア)	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	グループホーム	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看顧小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設(特養)	介護老人保健施設(老健)	介護医療院	自立援助訪問型サービス	健康向上通所型サービス	健康維持通所型サービス
68 デイサービスくれあ	高場1-24-11	029-212-6212																									
69 デイサービスSARA (ざら) らいびーず	高場2-18-7	029-229-0124																									
70 デイサービスSARA (ざら) らいはーと	高場2-18-22	029-219-6141																									
71 リハビリ特化型デイサービス カラダラボひたちなか	高場3-1-29	029-355-1864																									
72 ツクイひたちなか	高場4-17-10	029-270-3575																									
73 いばらぎ会ケアプランセンター	高場5-3-7	029-202-7780	●																								
74 いばらぎ診療所訪問看護ステーション	高場5-3-7	029-270-3511																									
75 トウルーケアGHみかん	高場212-64	029-202-1145																									
76 ご長寿くらぶ佐和訪問看護事業所	高場988-8	029-212-5012																									
77 庵の家	高場1557-21	029-229-2317																									
78 はあと	高場1673-34	029-270-0286																									
79 きんもくせい	高場1673-34	029-270-0281																									
80 きらざら星	高場1673-34	029-270-0285	●																								
81 訪問看護ステーション あおいそら	高場2247-4 ひかりビル301号室	029-229-3626																									
82 ご長寿くらぶ高場デイサービスセンター	高場2355-1	029-229-0891																									
83 ご長寿くらぶ高場 訪問介護事業所	高場2355-1	029-229-0891																									
84 ご長寿くらぶ東石川デイサービスセンター	西光地2-18-1	029-270-2023																									
85 ご長寿くらぶ東石川訪問介護事業所	西光地2-18-1	029-270-2012																									
86 プロスペクト カーサたかば デイサービス	西光地3-16-1	029-229-0771																									
87 サテライトさわの森	西光地3-16-4	029-229-3036																									
88 グループホームますおか内科	はしかべ1-2-3	029-354-6511																									
89 協働ケアプランセンター	東大島3-16-9	029-212-9710	●																								
90 あやべケアプランセンター	東大島4-12-1	029-212-5502	●																								
91 訪問看護ステーションおおしま	東大島4-12-1	029-212-3661																									
92 アースサポートひたちなか	東石川2-1-13	029-275-4900																									
93 ニチイケアセンター ひたちなか	東石川2-6-10	029-354-0841																									
94 ひたちなか介護ステーション	東石川3-28-10	029-270-0056	●																								
95 訪問看護ステーションあやめひたちなか	東石川23-1 セイレンコート101	029-202-9222																									
96 訪問看護ステーションまごころ	東石川1304-6	029-219-7046																									
97 さくら	東石川1581	029-271-1100	●																								
98 グループホーム ありが園	東石川13139-2	029-354-2065																									
99 ケアプラン 「あい」	東石川13139-2	029-352-3022	●																								
100 39 ガーデンブレイス デイサービス ありが湯	東石川13139-2	029-352-3937																									
101 小規模多機能介護それいゆ	東石川13145-1	029-219-8221																									
102 訪問介護 ありがとう	東石川13159-18	029-352-3915																									

※ひたちなか市のホームページ (トップページ) 健康・福祉>介護保険>介護保険サービスの利用について知りたい>介護サービス提供事業所一覧) 内において毎月情報を更新掲載しています。

事業所の名称	所在地	電話番号	居宅サービス										地域密着型				介護施設			介護予防・生活支援サービス							
			居宅介護支援(ケアマネジャー)	訪問介護(ホームヘルプ)	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護(デイサービス)	通所リハビリ(デイケア)	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	グループホーム	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看顧小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設(特養)	介護老人保健施設(老健)	介護医療院	自立援助訪問型サービス	健康向上通所型サービス	健康維持通所型サービス
103 訪問介護 ありが園	東石川3159-18 2階	029-350-8711																									
104 グリーンハウスひたちなか	東石川3183-1	029-354-8001																									
105 訪問看護ステーショングリーンハウスひたちなか	東石川3183-1	029-354-8008																									
106 ご長寿くらぶ外野デイサービスセンター	東石川3202-4	029-229-3061																									
107 セントケアひたちなか	東石川3367-1 浜田ビル8号室	029-354-7661																									
108 グループホームそれいゆ	東石川3379-21	029-219-6883																									
109 株式会社 メディアシスト 山口内科デイサービス	東石川3379-156	029-354-1181																									
110 ケアレジデンスひたちなか居宅介護支援事業所	東石川3527-4 田彦ハイイツA棟101号室	029-212-5546																									
111 訪問介護 ケアレジデンスひたちなか	東石川3527-4 田彦ハイイツA棟101号室	029-212-5547																									
112 デイサービスまごころの家 ひたちなか東石川	東石川3556	029-212-9800																									
113 まごころの里 田彦	東石川3556	029-212-7507																									
114 ケアプランセンターそれいゆ	東石川3634-73	029-212-5592																									
115 訪問看護ステーション それいゆ	東石川3634-73	029-212-6006																									
116 デイサービス笹野	笹野町1-2-4	029-274-7443																									
117 介護老人保健施設 いちご苑	笹野町1-3-20	029-271-1750																									
118 ご長寿くらぶ笹野Iデイサービスセンター	笹野町3-1-6	029-212-3770																									
119 デイサービスまごころの家 ひたちなか松戸	松戸町2-10-13	029-212-6700																									
120 はまぎくの里	中根952-1	029-273-4165																									
121 勝田ケアセンターそよ風	中根2444-1	029-353-3115																									
122 訪問看護ステーション あさがお	中根3337-103	029-229-0014																									
123 愛の家グループホームひたちなか中根	中根4755-2	029-212-8350																									
124 オハナデイサービス	中根4783-1	029-350-2300																									
125 デイサービスセンター和雲	中根4957-2	029-212-8335																									
126 医療法人社団愛友会 訪問看護ステーションかつた	中根5123-12 海野ハイイツ102号	029-212-7180																									
127 介護老人保健施設 勝田	中根5125-2	029-276-3111																									
128 株式会社 ウチダデンキ 介護事業部	馬渡2768-4	029-274-7450																									
129 ウチダ薬局指定居宅介護支援事業所	馬渡2567-23	029-275-0658																									
130 ソフト・ケア	馬渡2758-1	029-273-7755																									
131 デイサービス ラベンダー	馬渡2758-1	029-352-3339																									
132 本郷の森 デイサービス おひさま館	馬渡2758-1	029-273-7755																									
133 ラ・ナシカ ひたちなか	馬渡2831-46	029-354-5080																									
134 デイサービスまごころの家ひたちなか馬渡	馬渡2910-7	029-354-1151																									
135 介護付有料老人ホーム おひさま館2号館	馬渡3839-1	029-219-9010																									
136 ウエルシア介護サービスひたちなか	馬渡3845-2	029-275-1766																									
137 サンフラーワーひたちなか	長砂633-1	029-285-9288																									

※ひたちなか市のホームページ (トップページ) 健康・福祉>介護保険>介護保険サービスの利用について知りたい>介護サービス提供事業所一覧) 内において毎月情報を更新掲載しています。

事業所の名称	所在地	電話番号	居宅サービス										地域密着型				介護施設			介護予防・生活支援サービス							
			居宅介護支援(ケアマネジャー)	訪問介護(ホームヘルプ)	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護(デイサービス)	通所リハビリ(テイクケア)	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	グループホーム	定巡回・随時対応型訪問介護看護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設(特養)	介護老人保健施設(老健)	介護医療院	自立援助訪問型サービス	健康向上通所型サービス	健康維持通所型サービス
138 訪問看護ステーションKUINA	長砂1561-4	080-1277-2221																									
139 なぎの木	阿字ヶ浦町172-19	029-265-1003																									
140 デイサービスウェルフェア	阿字ヶ浦町1385-1	029-265-1050																									
141 ウェルフェア居宅介護支援事業所	阿字ヶ浦町1386-8	029-265-5550																									
142 介護老人保健施設 サンライズ湊	阿字ヶ浦町1406-1	029-265-8711																									
143 居宅介護支援事業所 サンライズ湊	阿字ヶ浦町1406-1	029-264-2722																									
144 サンライズ湊パワーリハビリテーションセンター	阿字ヶ浦町1406-1	029-265-8711																									
145 いくり苑	磯崎町4555-1	029-264-2880																									
146 特別養護老人ホームいくり苑	磯崎町4561-1	029-264-2880																									
147 いくり苑短期入所生活介護事業所	磯崎町4562-1	029-264-2880																									
148 グループホーム いくり苑Ⅱ	磯崎町4562-1	029-264-2880																									
149 ひらいそリハビリステーション	平磯町1218	029-352-2873																									
150 有限会社 カサブランカ	平磯遠原町17-14	029-262-2333																									
151 特別養護老人ホーム 恵苑	烏ヶ台11835-2	029-262-5566																									
152 恵苑デイサービス事業所	烏ヶ台11835-2	029-262-5566																									
153 グループホーム 恵苑	烏ヶ台11836-1	029-264-3800																									
154 恵苑 居宅介護支援事業所	烏ヶ台11836-1	029-264-3800																									
155 恵苑2デイサービス事業所	烏ヶ台11836-1	029-264-3800																									
156 恵苑ホームヘルプサービスステーション	烏ヶ台11836-1	029-262-5566																									
157 恵苑3デイサービス事業所 青空館	烏ヶ台11837	029-262-5566																									
158 訪問看護ステーションたすく	山崎168-1	029-219-4956																									
159 有限会社 ウェルフェア 介護事業部	湊本町5-6	029-264-1150																									
160 湊整形外科・内科 通所リハビリテーション事業所 ラメール	釈迦町15-9	029-263-6620																									
161 デイサービスひめの	釈迦町17-19	029-212-5239																									
162 けい指定訪問介護事業所	八幡町12-71	029-210-1651																									
163 居宅介護支援事業所 みなと苑	幸町16-1	029-264-1305																									
164 介護老人保健施設 みなと苑	幸町16-1	029-263-0655																									
165 愛の家グループホームひたちなか	北神敷台3793-1	029-264-0620																									
166 愛の家デイサービスひたちなか	北神敷台3793-1	029-264-0620																									
167 訪問介護事業所 タッチ	田中後42-2 磯良ビル103号	029-219-7788																									
168 ケアサポートみなと	湊中央1-7-23	029-229-2107																									

※ひたちなか市のホームページ（トップページ）健康・福祉＞介護保険＞介護保険サービスの利用について知りたい＞介護サービス提供事業所一覧）内において毎月情報を更新掲載しています。

お住まいの地区を担当する 地域包括支援センター

① 勝田第一中学校区地域包括支援センター

電話：029-354-5221
住所：金上562-1
(金上ふれあいセンター内)

担当中学校区：勝田一中



② 大島中学校区地域包括支援センター

③ 北部地域包括支援センター

④ 西部地域包括支援センター

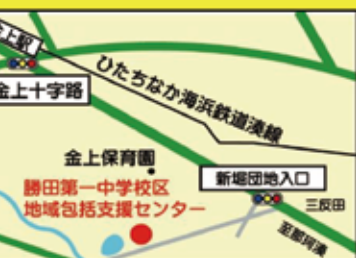
① 勝田第一中学校区地域包括支援センター

⑥ 美乃浜中学校区地域包括支援センター

⑤ 那珂湊中学校区地域包括支援センター

※担当区域の確認はお近くの地域包括支援センターまでお問合せください。

① 金上中学校区地域包括支援センター



② 大島中学校区地域包括支援センター

電話：029-219-5775
住所：東石川3183-1
(特別養護老人ホーム
グリーンハウスひたちなか内)

担当中学校区：大島中



③ 北部地域包括支援センター

電話：029-229-2255
住所：足崎1474-7
(フロイデ総合在宅サポート
センターひたちなか内)

担当中学校区：勝田三中、佐野中



④ 西部地域包括支援センター

電話：029-276-0655
住所：津田2093-1
(特別養護老人ホーム北勝園内)

担当中学校区：勝田二中、田彦中



⑤ 那珂湊中学校区地域包括支援センター

電話：029-264-1501
住所：烏ヶ台11835-2
(グループホーム恵苑内)

担当中学校区：那珂湊中



⑥ 美乃浜学園区地域包括支援センター

電話：029-219-7020
住所：磯崎町4562-1
(いくり苑短期入所生活
介護事業所内)

担当中学校区：美乃浜学園区



令和7年4月1日時点の情報で作成しています

お問い合わせ・申し込み先窓口

窓 口		電話番号
市介護保険課		029-273-0111 (内線7241～7246)
市高齢福祉課		029-273-0111 (内線7231～7235)
市障害福祉課		029-273-0111 (内線7211～7214)
市企画調整課		029-273-0111 (内線1314)
社会福祉協議会（総合福祉センター内）		029-274-3241
社会福祉協議会那珂湊事務所 （しあわせプラザ内）		029-263-7424
勝田第一中学校区地域包括支援センター 〔勝田第一中学校区おとしより相談センター〕 （金上ふれあいセンター内）	勝田一中学区	029-354-5221
大島中学校区地域包括支援センター 〔大島中学校区おとしより相談センター〕 （特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか内）	大島中学区	029-219-5775
西部地域包括支援センター 〔西部おとしより相談センター〕 （特別養護老人ホーム北勝園内）	勝田二中学区 田彦中学区	029-276-0655
北部地域包括支援センター 〔北部おとしより相談センター〕 （フロイデ総合在宅サポートセンターひたちなか内）	勝田三中学区 佐野中学区	029-229-2255
那珂湊中学校区地域包括支援センター 〔那珂湊中学校区おとしより相談センター〕 （グループホーム恵苑内）	那珂湊中学区	029-264-1501
美乃浜学園区包括支援センター 〔美乃浜学園区おとしより相談センター〕 （いくり苑短期入所生活介護事業所内）	美乃浜学園区	029-219-7020

※令和7年4月1日現在